

＼ここが違う！／

■ ■ ■ 免除申請と未納の違い ■ ■ ■

| | 全額免除 | 4分の1納付 | 半額納付 | 4分の3納付 | 未納 |
|------------------------|--|-----------------------------------|------------------|------------------|--------------------|
| | | ※「一部納付」は保険料の一部を納付しないと未納と同じ扱いになります | | | |
| 老齢基礎年金を受けるための資格期間には？ | 受給資格期間に入ります | | | | 受給資格期間に入りません |
| 受け取れる老齢基礎年金の金額には？ | 全額納付の2分の1が反映されます | 全額納付の8分の5が反映されます | 全額納付の4分の3が反映されます | 全額納付の8分の7が反映されます | 年金額に反映されません |
| 障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る際には？ | 保険料を納めたときと同じ扱いです | | | | 年金を受けられない場合があります |
| 免除された保険料を後から納めることは？ | 10年以内なら、後から納めることができます ※3年目以降に納める場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます（追納） | | | | 2年を過ぎると納めることができません |

このように、免除と未納では大きく差があります。納付が難しいときには、未納にせずに**免除申請を活用する方が、大変お得です。**

2年1カ月前までさかのぼって申請できるようになりました

法律が改正され、申請時点から2年1ヶ月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。平成27年7月時点でさかのぼって申請できる期間は、平成25年6月分からとなります。（学生であった期間は、学生納付特例での申請となります）



年金手帳

後納制度のご利用は今年9月まで！

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。（上記の「追納」ではありません）

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。なお、1ヵ月分を後納することにより増額される年金額の目安は、年額約1,600円（平成27年度）です。

後納制度のご利用が可能と思われる方には、日本年金機構から「お知らせ」が送られています。ご利用を希望される方は、苫小牧年金事務所にお問合せください。

平成27年度の国民年金保険料は

月額 15,590円です。

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引があり、お得です。
詳しくは、役場国民年金担当窓口まで。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは、

○役場町民福祉課町民生活グループ（☎26-7871）

○日本年金機構苫小牧年金事務所（☎0144-36-6135）

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、仕組みなどをご紹介します。

国民年金保険料の免除申請 **受け付けは7月から！**

国民年金には保険料の免除制度があります。

「収入が少ないため、国民年金保険料を全額納めることができない」とお困りの方は、免除制度の活用をおすすめします。

平成27年7月分から平成28年6月分までの保険料の免除申請は、7月から受け付けします。

◆申請の前に…

- 申請は、原則毎年必要です。
- 不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に参入されません。
- 申請前に納付された保険料は、お返しすることができません。なお、納付された保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。
- 口座振替を利用している方は、金融機関、役場町民生活グループまたは年金事務所窓口で**口座振替辞退の届け出をしてください**。免除が承認された場合は、一時的に口座振替は停止となりますが、承認期間が終了した時点で再開となります。
- 前年の所得が未申告の方は審査ができませんので、役場税務グループで必ず所得の申告をしてください。所得がない方も申告が必要です。

◆ご注意ください

- 学生の方は、一般の免除申請ではなく、学生納付特例を申請いただくことになります。
- 障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の1級・2級を受給されている方や、生活保護法による生活扶助を受給されている方は、法定免除となります。免除申請とは別の届け出が必要になります。

◆最近、職場を退職されていませんか？

- 本人・配偶者・世帯主のどなたかがお勤め先を退職されているとき、その失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付すると『退職特例による審査』ができ、失業の年から翌々年の6月までの免除の審査が有利になることがあります。

免除申請は

役場町民福祉課 町民生活グループ
（総合ケアセンターゆくり内）

で受け付けしています。



雇用保険受給資格者証

2年1カ月前までさかのぼって申請できます
保険料の免除制度をご活用ください